

「第2次滋賀県自転車活用推進計画（素案）」に意見表明

～自転車利用における安全・安心を要望～

日本損害保険協会近畿支部（委員長：山口 和寿・損害保険ジャパン株式会社常務執行役員）では、滋賀県が令和4年11月25日（金）～令和4年12月26日（月）の間に実施した「第2次滋賀県自転車活用推進計画（素案）」に関するパブリック・コメント（意見募集）に対し、姫野 忠 滋賀損保会会長（損害保険ジャパン株式会社滋賀支店長）名で意見表明を行いました。

本計画は、滋賀県の自転車文化の醸成に向け、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進し、一人ひとりが幸せを感じることができる滋賀県の実現に寄与することを目的とするもので、概要は以下のとおりです。

《「第2次滋賀県自転車活用推進計画（素案）」の概要》

- 目標1：自転車を利用しやすい環境整備
 - (1) 自転車を利用しやすい環境の向上
- 目標2：自転車活用推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成
 - (2) 自転車による健康の増進・環境学習地域に魅力発見の推進
 - (3) ライフステージに合わせた日常における自転車利用の促進
- 目標3：サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化
 - (4) ビワイチの魅力向上と創出
 - (5) ビワイチの受入環境整備
 - (6) ビワイチの魅力発信と推進体制強化等
- 目標4：自転車事故のない安全で安心な社会の環境づくり
 - (7) ライフステージに合わせた自転車のルール・マナー啓発の推進
 - (8) 自転車損害賠償保険、点検整備の促進

これに対し、滋賀損保会では、以下のとおり意見表明を行っています。

《「第2次滋賀県自転車活用推進計画（素案）」への意見内容》

- <意見①> 【該当箇所】 施策（7）（P.48）～施策（8）（P.50）
「ライフステージに応じた交通安全教育」に賛同します。その中で、特に自転車の利用機会が多い中学生や高校生については、自転車事故の加害者となり、極めて重大な責任（損害賠償責任）を負う可能性（リスク）も高いことから、交通安全教育だけでなく、自転車損害賠償保険等の加入促進に向けて、その責任への対処法等について教育することも重要と考えます。
- <意見②> 【該当箇所】 施策（7）（P.48）～施策（8）（P.50）
「施策（7）措置2 新規75」のとおり、事業者に対しても交通安全対策の働きかけを行うことに賛同します。それに加えて、事業者に対しても同様に自転車損害賠償保険等の加入義務の周知を図る必要があると考えております。「施策（8）措置1 継続82」のように、「事業者に対する自転車損害賠償保険等の加入義務の周知」についても追記してはいかがでしょうか。

近畿支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の安全・安心に資する取り組みを推進します。